

令和7年度鳥取県・バーモント州青少年交流事業旅行手配業務に係る調達（制限付一般競争入札）

質問回答

令和7年7月2日

鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局交流推進課

【質問1】仕様書4（2）

ESTA 対象国ではない国籍の参加者がある場合の VISA 取得代行手続きについて、別途費用が発生する場合は、該当の参加者の自己負担という認識で問題ありませんでしょうか。

【回答1】

御認識のとおりです。

【質問2】仕様書4（3）

事前研修における受託事業者からの説明内容、準備資料をお知らせください。

【回答2】

事前研修では、一般的な旅行の注意事項を御説明いただきたく存じます。

- ・旅程の説明
- ・飛行機の荷物制限と注意点
- ・ESTA の説明
- ・海外旅行保険の御案内<任意>

その他、受託事業者様から御説明する事項等がございましたら、御相談ください。

【質問3】仕様書5（2）について

「事前に仮予約を行うこと」とありますが、昨今の航空業界では取扱い事業者の決定案件でなければ予約記録が作成できないことが多いため、受託業者決定前の段階では仮予約（座席の確保）ができません。提出日時点では見積金額の提示のみで仮予約は不要とするよう条件の緩和をお願いいたします。鳥取県他部署様からの委託案件については見積書提出時に予約の完了を求められることはございません。※見積提出時に予約の完了（座席の確保）をしない場合には、受託決定後に正式予約した際の金額が見積額と変動する場合がありますことお含みおきくださいませ。

【回答3】

昨今の航空業界の状況をふまえ、以下のとおり下線部を追記させていただきます。

「入札に当たっては、入札時に見積もった条件で航空券等を手配できるように事前に仮予約等を行うこと。なお、このことに伴う経費は入札金額に含めて問題ないが、鳥取県は落札者以外の者に対して一切の支払を行わない。また、入札時の仮予約は必須ではなく、見積金額の提示のみで入札に臨むことは可能。ただし、落札後に航空券の価格が見積から大きく変動し、入札の趣旨を損ねることを防止するため、金額を精査したうえで、見積額を提示すること。」

見積提出時に予約の完了（座席の確保）をしない場合、受託決定後に正式予約した際の金額が見積額と変動することも承知しました。

【質問4】仕様書5（3）について

ア～オの書類は見積提出時には提出不要で、受託事業者決定後に提出するとの認識で問題ありませんでしょうか。また、見積提出時に提出が不要ということであれば、ア～オの内容は審査要件には影響しないとの認識で問題ありませんでしょうか。

【回答4】

御認識のとおりです。

受託事業者様の確定後、契約締結時に提出していただくことを想定しております。

【質問5】仕様書5（3）イ・エ

イ）緊急連絡窓口、および連絡体制、エ）安全対策および危機管理体制については、どのレベルの対策・体制が求められますでしょうか。訪問国に自社の支店または営業所が存在しなくても、日本国内の営業所からの連絡手段が確保できる状態であれば、危機管理体制として機能するとの認識で大丈夫ですか。

【回答5】

緊急時の連絡手段が国内外問わず確保されている状態であれば、危機管理体制として機能するとの御認識で相違ございません。また、必須ではありませんが、訪問国に支店、営業所をお持ちでない場合、最寄りの支店、営業所が窓口となって担当していただける体制であればなお良いと考えます。

【質問事項6】

参加者（高校生、引率者）の確定時期、および参加者のパスポート情報の受託事業者への提供時期をお知らせください。また、パスポート情報の提供に際しては鳥取県様に取りまとめて受託事業者にご提供いただけるという認識で問題ありませんでしょうか。

【回答6】

参加者は令和7年8月7日（木）に確定する予定です。

パスポート情報は第1回事前研修時（9月7日（日））に鳥取県様に取りまとめ、受託事業者様へ提供する予定ですが、9月7日（日）以前に提供が必要な場合は別途御相談ください。